〔道路メンテナンス年報〕

岩手の道路メンテナンス概要

２０２５年１２月

岩手県道路メンテナンス会議

まえがき

岩手県内の国道や高速道路、県道、市町村道の道路延長は約 33,700ｋｍにおよび、約 14,000 橋の橋梁、約 370 箇所のトンネル、約 670 施設の道路附属物等があります。また、その道路構造物の多くが高度経済成長期に建設され、建設後 50 年を経過した道路施設の老朽化は急速に進行している状況です。

建設後 50 年を経過した橋梁は、2025 年 3 月末時点で約 3,700 橋で全体の 33%であり、20 年後には 81%の約 9,100 橋まで増加するため、老朽化対策の課題に早期に取り組むことが求められています。

このような状況の中、道路施設のメンテナンスサイクルの構築に向け 2014 年度から定期点検が義務化され、2014 年度から 2023 年度までの 10 年間で 2 巡目点検まで各道路管理者により計画的に点検が実施されているところです。2024 年度からは 3 巡目がスタートしておりますが、引き続き、計画的に点検を進めるとともに、点検結果を踏まえ個別施設ごとの長寿命化修繕計画を策定しながら補修・修繕等を進めていくこととしています。

「岩手県道路メンテナンス会議」は、県内の道路管理者が連携しながら道路インフラの予防保全や老朽化対策の体制強化を図るため 2014 年度に設立しました。これまでに道路施設の定期点検計画の策定や点検研修、修繕工事の現場見学会等を実施し、市町村への技術支援に取り組んできたところです。今後も引き続き、老朽化対策の着実な推進に向け新技術や点検支援技術を活用するなど、点検結果を踏まえた補修・修繕等を継続的に実施していきます。

「岩手の道路メンテナンス概要」は、岩手県道路メンテナンス会議の取り組みの一環として、県内の道路施設の老朽化の実態やメンテナンスの取り組みについてとりまとめ、県民や道路利用者に情報発信するとともに、今後の措置方針立案に繋げていくものです。

岩手県道路メンテナンス会議　会長
（岩手河川国道事務所長）　長田　仁

目　　次

１　道路構造物の現状 1
（１）　道路構造物の管理者 1
（２）　道路構造物の急速な老朽化 1
２　岩手の道路メンテナンス概要について 2
（１）　概要 2
（２）　橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について 2
３　橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果 3
（１）　3 巡目（2024 年度）の点検結果（全道路管理者） 3
（２）　3 巡目（2024 年度）の点検結果（管理者別） 5
（３）　判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の 5 年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況 11
（４）　過年度点検（2014～2024 年度）の判定区分ごとの施設数と割合 14
（５）　過年度点検（2014～2024 年度）の点検結果（全道路管理者） 17
（６）　過年度点検（2014～2024 年度）の点検結果（管理者別） 18
４　判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況 20
（１）　2 巡目点検（2019～2023 年度）施設における修繕等措置の実施状況 20
（２）　3 巡目点検（2024 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況 24
（３）　過年度点検（2014～2024 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況 27
（４）　判定区分Ⅳの施設の措置状況 30
（５）　修繕等措置の取り組み事例 31
５　道路メンテナンス会議の取り組み 36

表紙写真：国道 45 号（三陸沿岸道路）　思案坂大橋（しあんざかおおはし）（田野畑村）

１　道路構造物の現状

（１）道路構造物の管理者

県内の道路には、橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物があります。このうち、橋梁の施設数が最も多く、約７割を市町村で管理しています。

表１－１　道路管理者別の道路構造物等内訳

管理者	道路延長 (km)	橋梁 (橋)	トンネル (箇所)	道路附属物等 (施設)	シェッド	大型カルバート	横断歩道橋	門型標識等
国土交通省	716	685	111	274	2	127	46	99
高速道路会社	299	689	29	173	4	124	0	45
県	4,148	2,740	190	164	75	17	15	57
市町村	28,565	9,812	42	56	6	24	13	13
合計	33,728	13,926	372	667	87	292	74	214

※2025 年 3 月末時点
※道路延長は「道路統計年報 2024」より集計

（２）道路構造物の急速な老朽化

橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物は、その多くが高度経済成長期に建設され、今後、これらの老朽化が急速に進みます。

特に施設数の多い橋梁でみると、建設後 50 年を経過した橋梁は、現在 33%であり、10 年後には 64%に増加するため、計画的・効率的なメンテナンスサイクルの構築が必要な状況です。

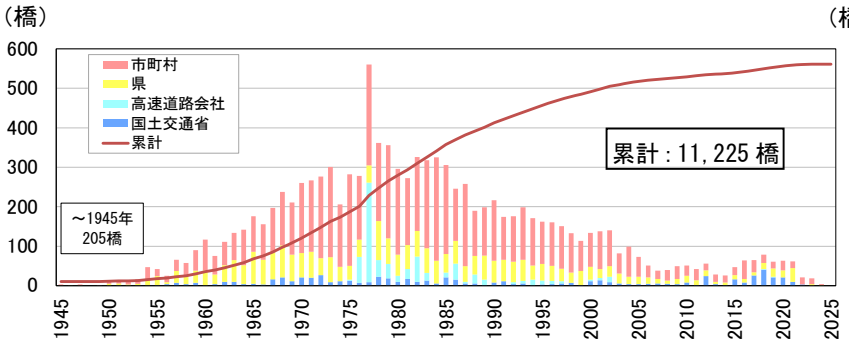

図１－１　建設年代別施設数（橋梁）

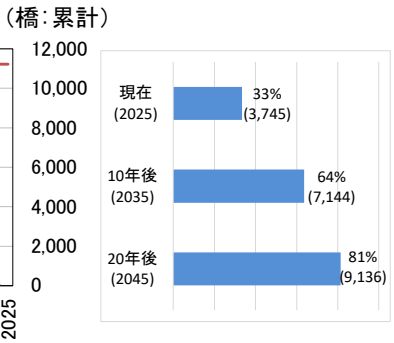

※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約 2,700 橋ある。
（出典）道路局調べ（2025. 3 末時点）

図１－２　建設後 50 年を経過した施設の割合（橋梁）

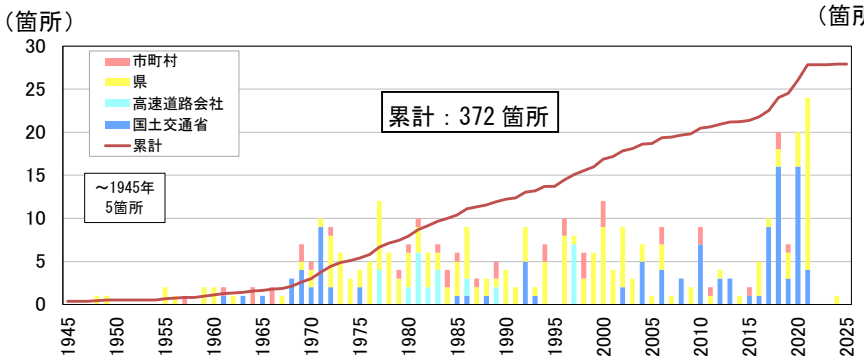

図１－３　建設年代別施設数（トンネル）

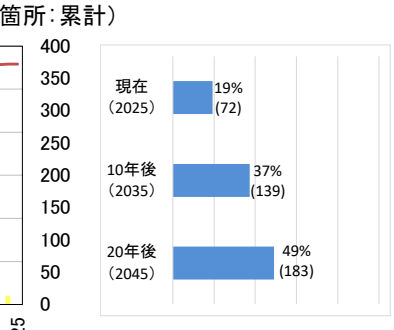

（出典）道路局調べ（2025. 3 末時点）

図１－４　建設後 50 年を経過した施設の割合（トンネル）

２ 岩手の道路メンテナンス概要について

（１）概要

○岩手県道路メンテナンス会議では、県民・道路利用者に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「岩手の道路メンテナンス概要」としてとりまとめています。

○橋梁・トンネル・道路附属物等※1については、2014～2018 年度における 1 巡目点検（以降、1 巡目点検）、2019～2023 年度における 2 巡目点検（以降、2 巡目点検）が完了し、2024 年度より 3 巡目の点検に着手しています。

○今回は、下記についてとりまとめました。

➢3 巡目（2024 年度）及び過年度（2014～2024 年度）の点検結果※2

➢3 巡目点検（2024 年度）、2 巡目点検（2019～2023 年度）、過年度の点検（2014～2024 年度）における修繕等措置状況

○この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等に活用します。

道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。
→地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から県内の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。

今後どのように措置していくのか。
→各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくことになります。

※1　道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等
※2　複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計
※※　本概要で掲載している施設数は、施設を管理する事務所等の所在地（県）で集計しています。

（２）橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について

全ての道路管理者は、2013 年の道路法改正等を受け、2014 年 7 月より 5 年に 1 回の頻度で近接目視による点検を実施しています。

健全性の診断は、以下の 4 段階に区分します。

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

写真２－１　橋梁点検状況

写真２－２　トンネル点検状況

３　橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果

（１）３巡目（2024 年度）の点検結果（全道路管理者）

３巡目（2024 年度）の累積点検実施率は、橋梁 18%、トンネル 17%、道路附属物等 27%です。

判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ　41%、Ⅱ　51%、Ⅲ　8%、Ⅳ　0.1%、トンネル：Ⅰ　5%、Ⅱ　70%、Ⅲ　25%、Ⅳ　0%、道路附属物等：Ⅰ　35%、Ⅱ　53%、Ⅲ　12%、Ⅳ　0%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。（次頁以降も同様）

○3 巡目（2024 年度）の点検実施率（全道路管理者）

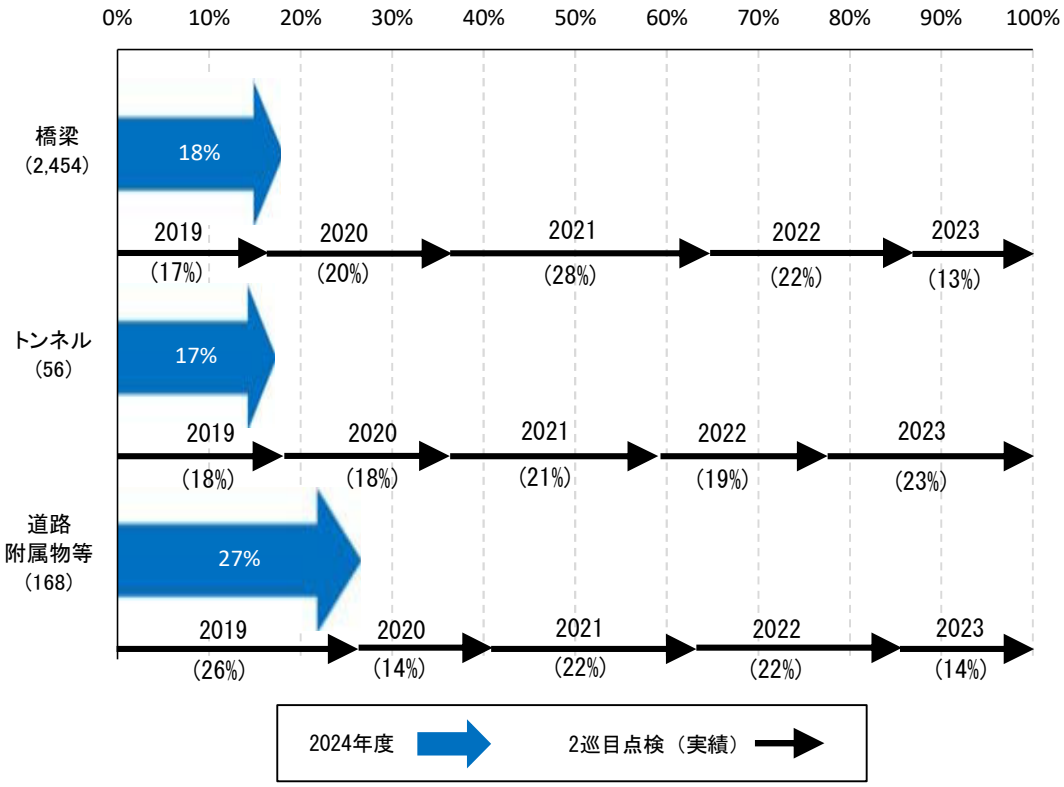

図３－１　３巡目（2024 年度）の点検実施率（全道路管理者合計）

※（）内は、2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－１　３巡目（2024 年度）の点検実施率（全道路管理者）

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
橋梁	13,926	13,755	2,454	17.84%　(16.77%)
トンネル	372	327	56	17.13%　(18.13%)
道路附属物等	667	632	168	26.58%　(26.09%)

2025.3 末時点

※1：2025 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、2 巡目（2019 年度）における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

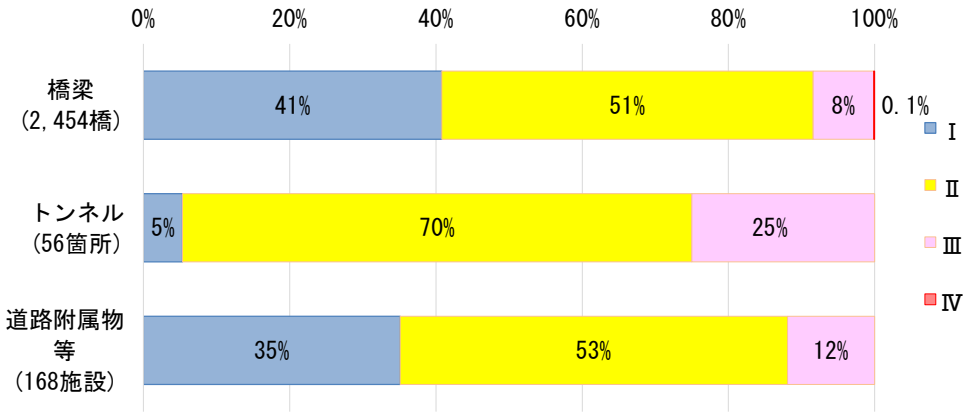

図３－２　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※（）内は、3 巡目（2024 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－２　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（全道路管理者）

	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
橋梁	2, 454	1, 002	1, 246	203	3
		41%	51%	8%	0. 1%
トンネル	56	3	39	14	0
		5%	70%	25%	0%
道路附属物等	168	59	89	20	0
		35%	53%	12%	0%

2025. 3 末時点

【参考】2 巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

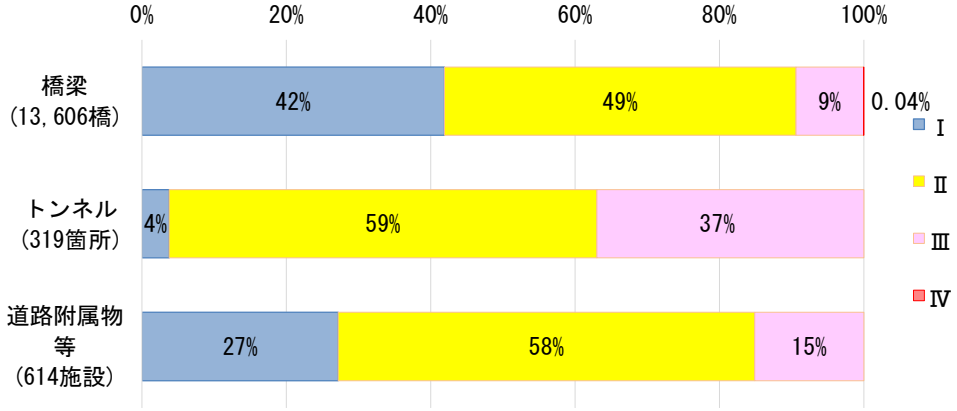

図３－３　２巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※2024 年 3 月時点での集計値
※（）内は、2 巡目（2019～2023 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

（２）３巡目（2024 年度）の点検結果（管理者別）

①橋梁

橋梁の３巡目（2024 年度）の累積点検実施率は、国土交通省 21%、高速道路会社 22%、県 25%、市町村 15%です。

全管理者の判定区分の割合は、Ⅰ 41%、Ⅱ 51%、Ⅲ 8%、Ⅳ 0.1%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

○3 巡目（2024 年度）の点検実施率（橋梁）

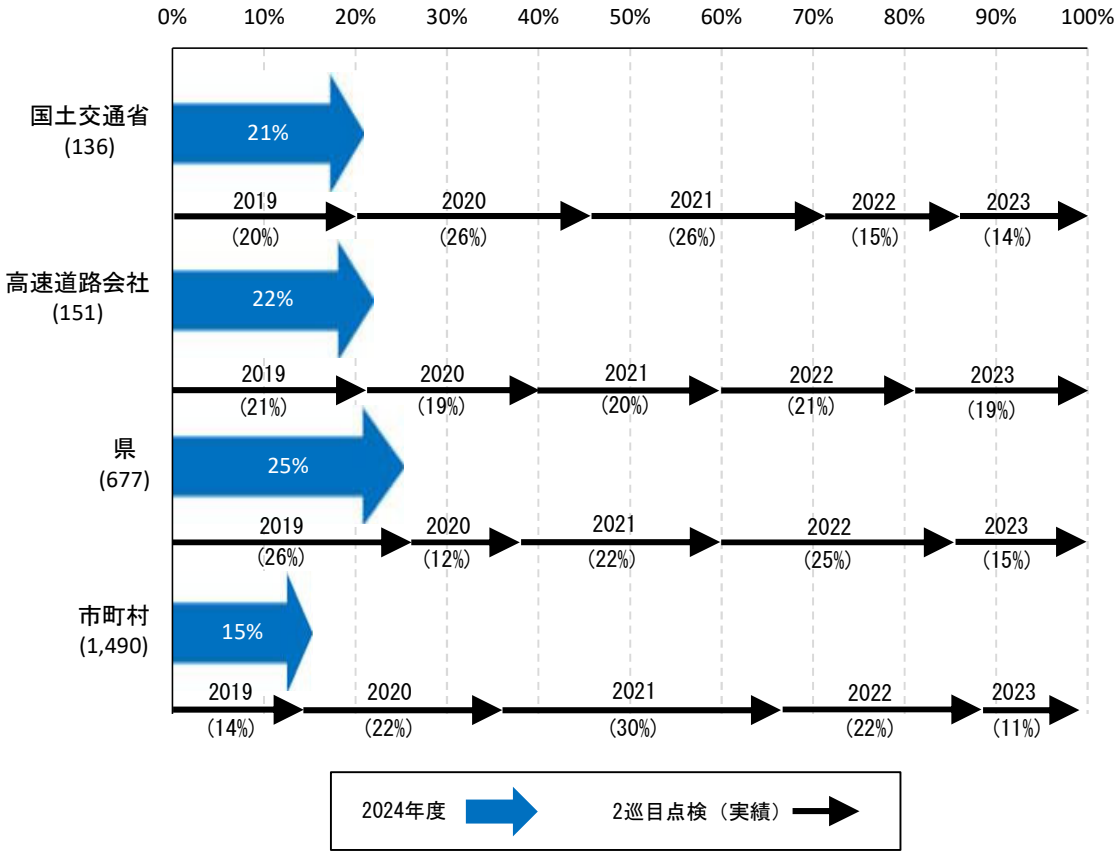

図３－４　３巡目（2024 年度）の点検実施率（橋梁）

※（）内は、2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－３　３巡目（2024 年度）の点検実施率（橋梁）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	685	651	136	20.89%（19.84%）
高速道路会社	689	689	151	21.92%（21.11%）
県	2,740	2,681	677	25.25%（25.62%）
市町村	9,812	9,734	1,490	15.31%（13.84%）
合計	13,926	13,755	2,454	17.84%（16.77%）

※1：2025 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。　2025.3 末時点
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、2 巡目（2019 年度）における点検実施率。

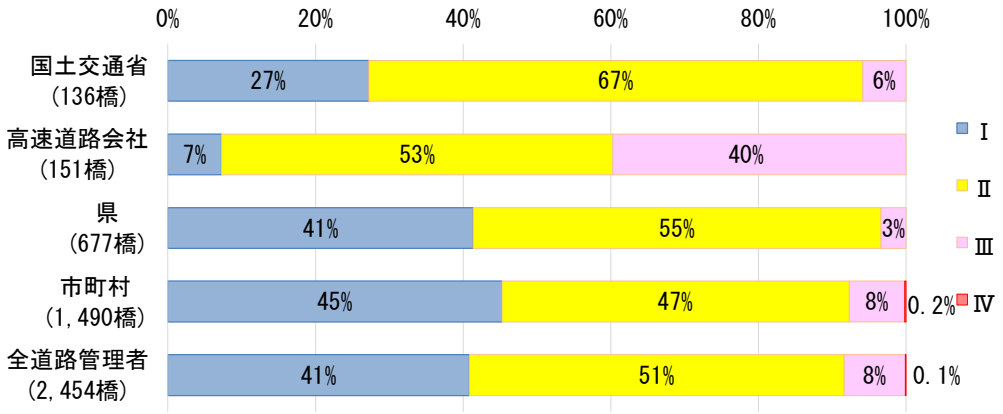

図３－５　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（橋梁）

※（）内は、３巡目（2024 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－４　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（橋梁）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	136	37	91	8	0
		27%	67%	6%	0%
高速道路会社	151	11	80	60	0
		7%	53%	40%	0%
県	677	280	374	23	0
		41%	55%	3%	0%
市町村	1,490	674	701	112	3
		45%	47%	8%	0.2%
合計	2,454	1,002	1,246	203	3
		41%	51%	8%	0.1%

2025.3 末時点

【参考】2 巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（橋梁）

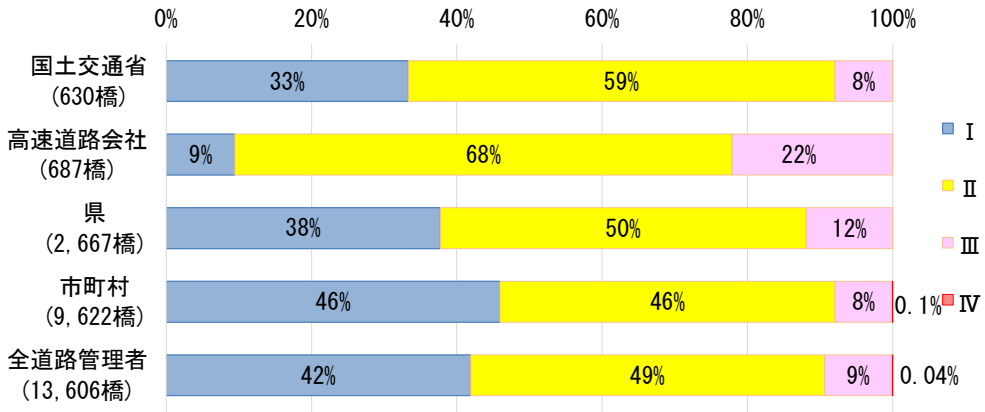

図３－６　２巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（橋梁）

※2024 年３月時点での集計値
※（）内は、２巡目（2019～2023 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

②トンネル

トンネルの 3 巡目（2024 年度）の累積点検実施率は、国土交通省 26%、高速道路会社 14%、県 13%、市町村 14%です。

全管理者の判定区分の割合は、Ⅰ 5%、Ⅱ 70%、Ⅲ 25%、Ⅳ 0%です。

○3 巡目（2024 年度）の点検実施率（トンネル）

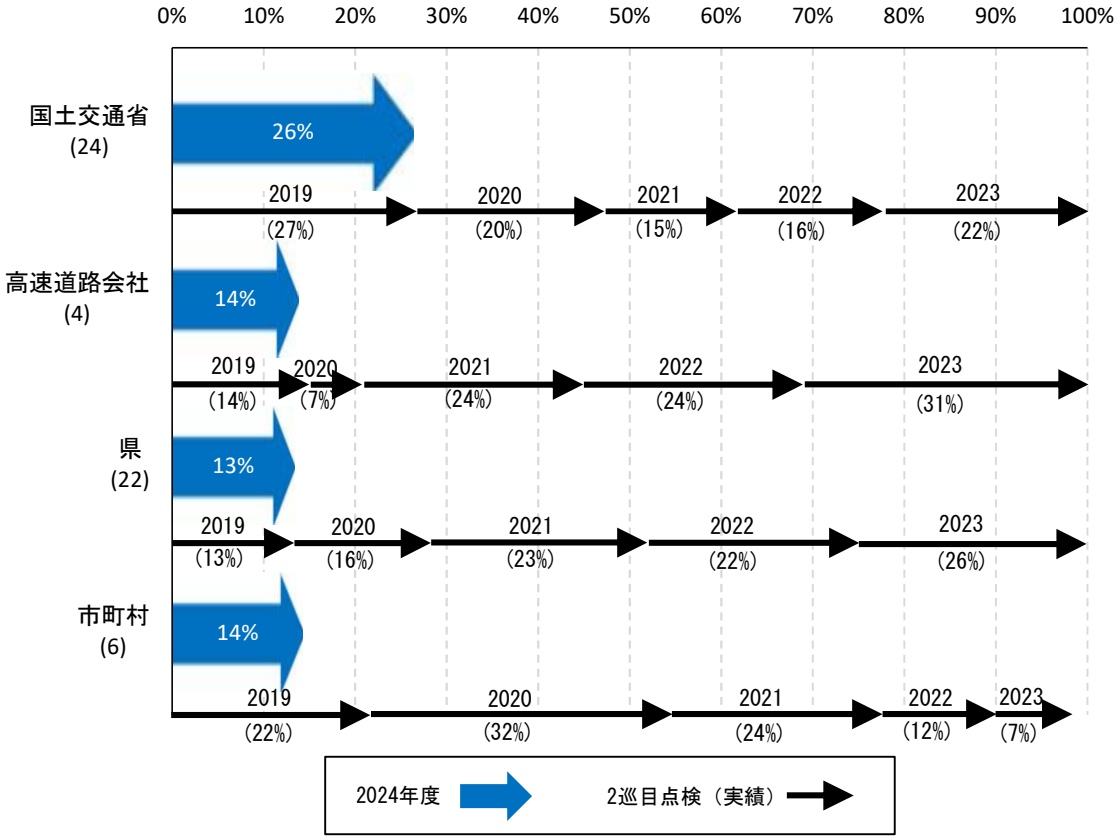

図３－７　３巡目（2024 年度）の点検実施率（トンネル）

※（）内は、2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－５　３巡目（2024 年度）の点検実施率（トンネル）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	111	91	24	26.37%（27.27%）
高速道路会社	29	29	4	13.79%（13.79%）
県	190	165	22	13.33%（12.96%）
市町村	42	42	6	14.29%（21.95%）
合計	372	327	56	17.13%（18.13%）

2025.3 末時点

※1：2025 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、2 巡目（2019 年度）における点検実施率。

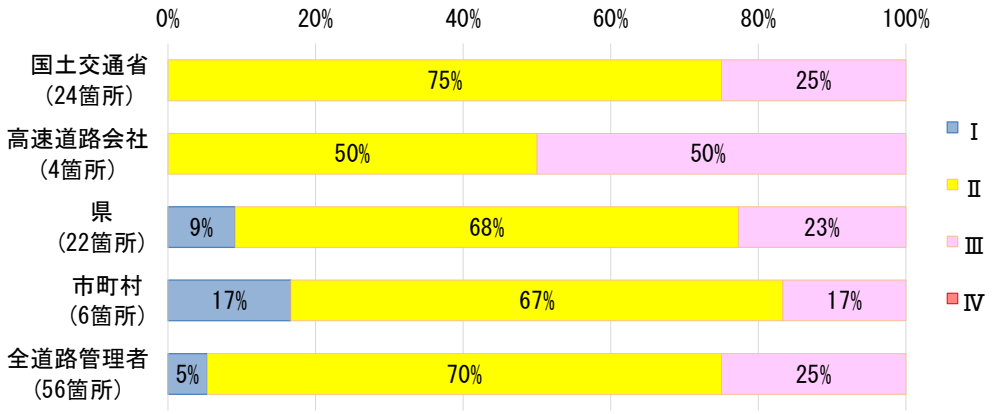

図３－８　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（トンネル）

※（）内は、３巡目（2024 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－６　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（トンネル）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	24	0	18	6	0
		0%	75%	25%	0%
高速道路会社	4	0	2	2	0
		0%	50%	50%	0%
県	22	2	15	5	0
		9%	68%	23%	0%
市町村	6	1	4	1	0
		17%	67%	17%	0%
合計	56	3	39	14	0
		5%	70%	25%	0%

2025. 3 末時点

【参考】2 巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（トンネル）

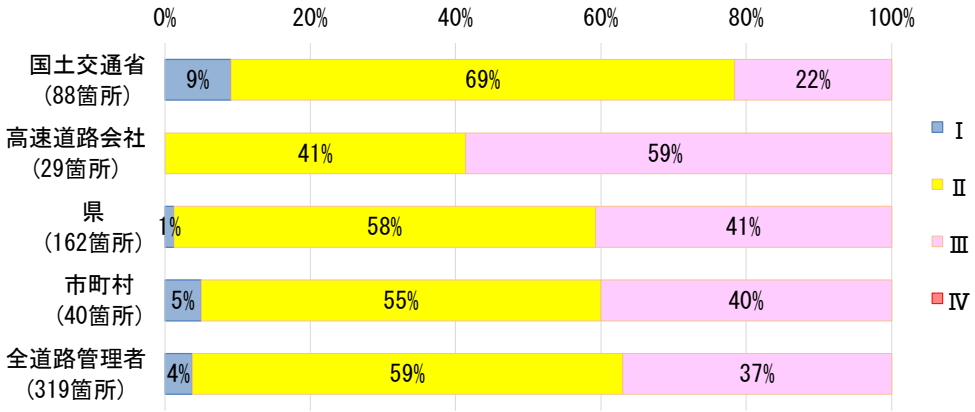

図３－９　２巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（トンネル）

※2024 年 3 月時点での集計値
※（）内は、２巡目（2019～2023 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

③道路附属物等

道路附属物等の 3 巡目（2024 年度）の累積点検実施率は、国土交通省 18%、高速道路会社 15%、県 60%、市町村 9%です。

全管理者の判定区分割合は、Ⅰ 35%、Ⅱ 53%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0%です。

○3 巡目（2024 年度）の点検実施率（道路附属物等）

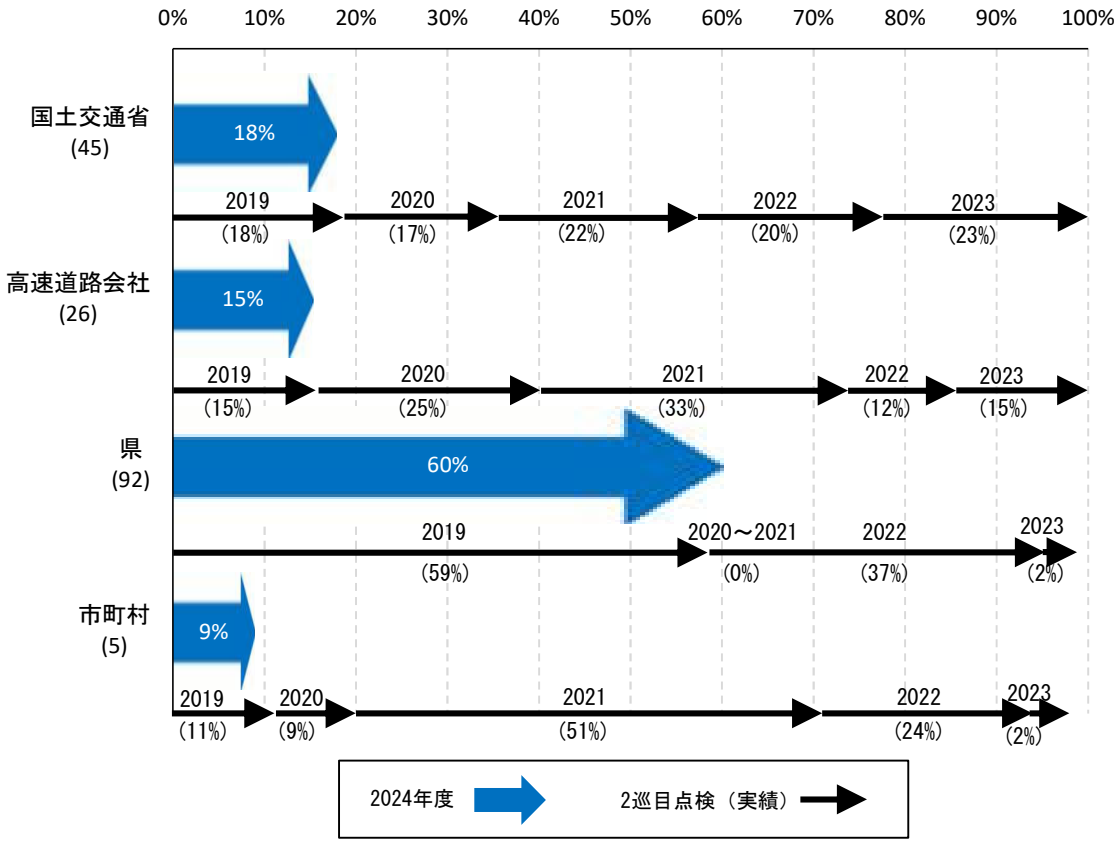

図３－１０　3 巡目（2024 年度）の点検実施率（道路附属物等）

※（）内は、2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－７　3 巡目（2024 年度）の点検実施率（道路附属物等）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	274	253	45	17.79%（17.67%）
高速道路会社	173	170	26	15.29%（15.29%）
県	164	153	92	60.13%（58.50%）
市町村	56	56	5	8.93%（10.91%）
合計	667	632	168	26.58%（26.09%）

2025.3 末時点

※1：2025 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、2 巡目（2019 年度）における点検実施率。

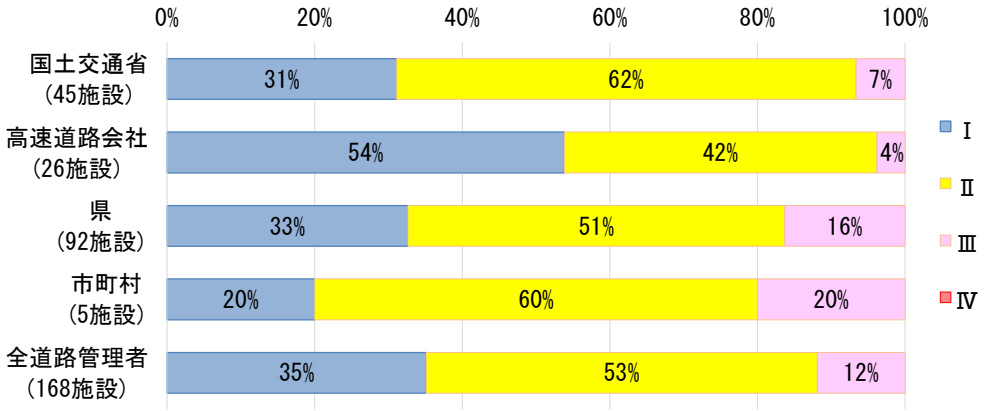

図３－１１　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※（）内は、3 巡目（2024 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－８　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	45	14	28	3	0
		31%	62%	7%	0%
高速道路会社	26	14	11	1	0
		54%	42%	4%	0%
県	92	30	47	15	0
		33%	51%	16%	0%
市町村	5	1	3	1	0
		20%	60%	20%	0%
合計	168	59	89	20	0
		35%	53%	12%	0%

2025. 3 末時点

【参考】2 巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

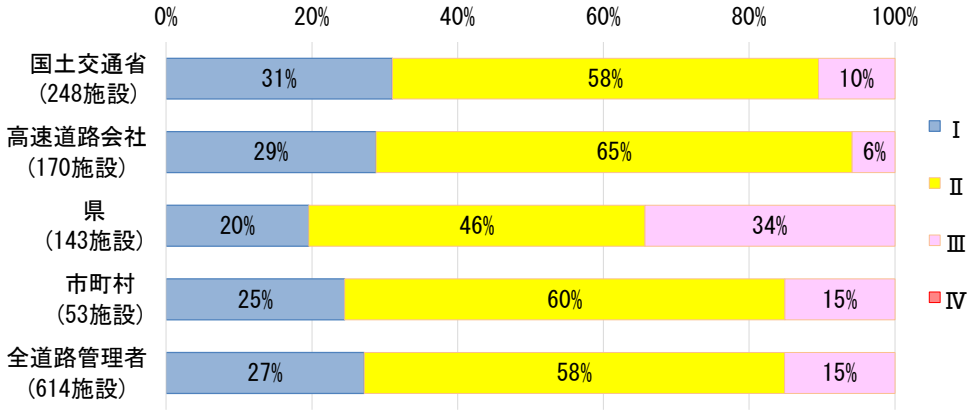

図３－１２　２巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※2024 年 3 月時点での集計値
※（）内は、2 巡目（2019～2023 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

（３）判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の５年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況

①橋梁

2015～2019 年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5 年後の 2020～2024 年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で 5%です。

建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

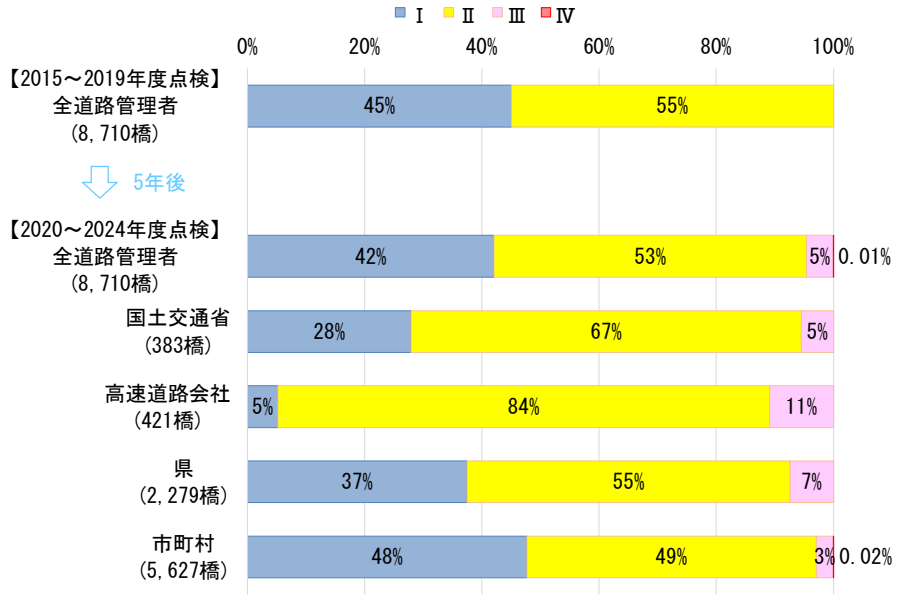

図３－１３　管理者別の判定区分の遷移状況

※（）内は、直近 5 年間（2020～2024 年度）に点検を実施した施設のうち、前回点検を 5 年前（2015～2019 年度）に実施しており、判定区分がⅠまたはⅡで修繕等の措置を講じていない施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

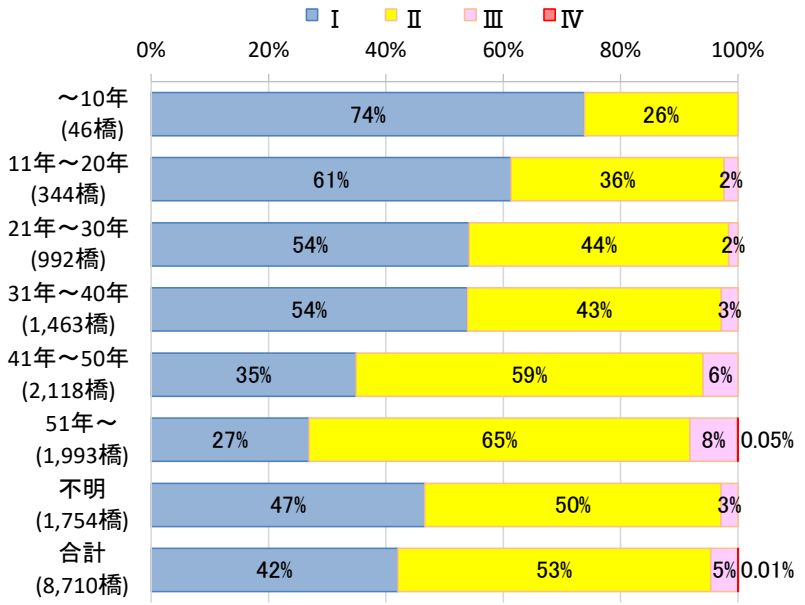

図３－１４　建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

②トンネル

2015～2019 年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5 年後の 2020～2024 年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で 26%です。

建設後経過年数が 31 年以上となるトンネルでは、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲに遷移した割合が高くなっています。

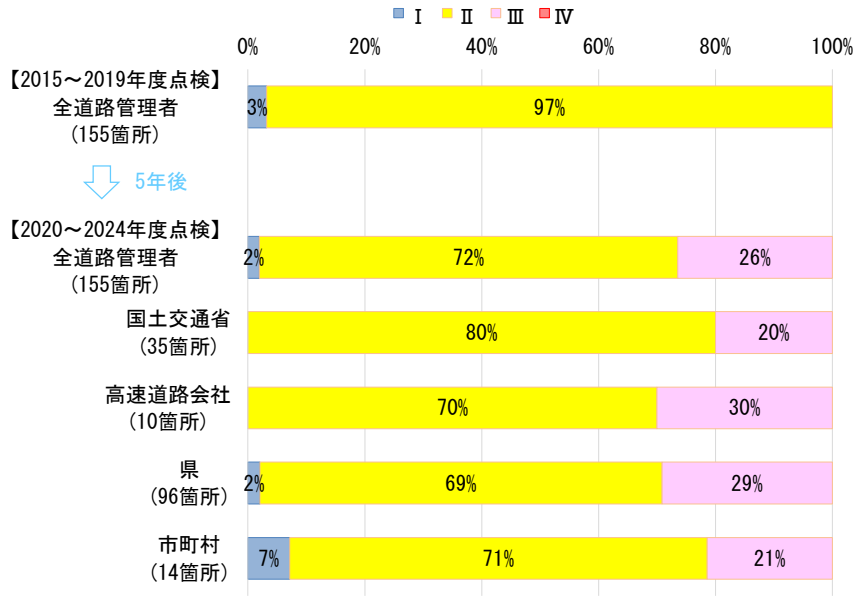

図３－１５　管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

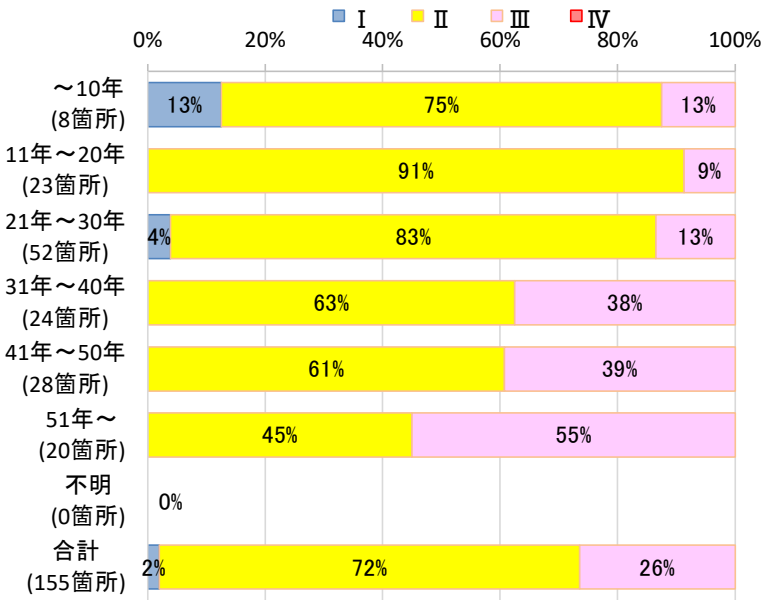

図３－１６　建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

③道路附属物等

2015～2019 年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5 年後の 2020～2024 年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で 9%です。

建設後経過年数が 51 年以上となる道路附属物等では、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲに遷移した割合が高くなっています。

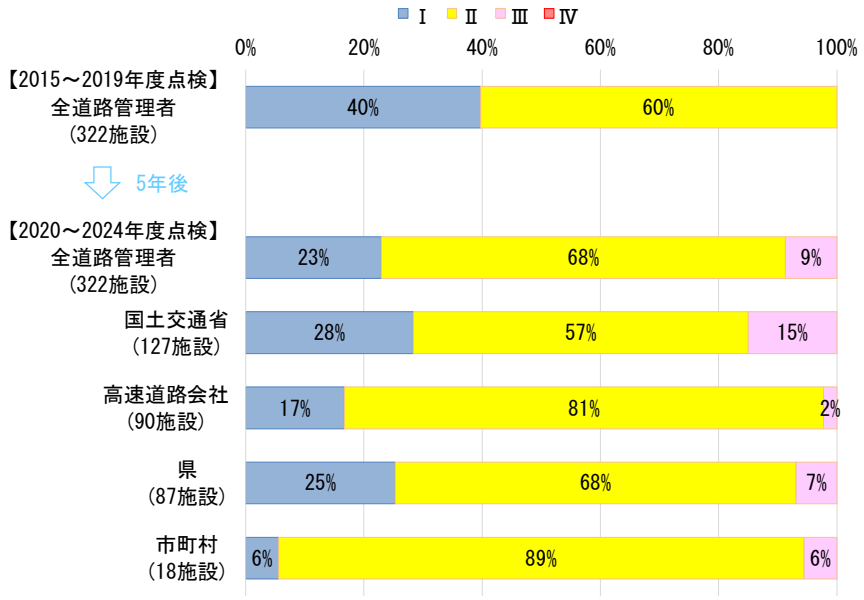

図３－１７　管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

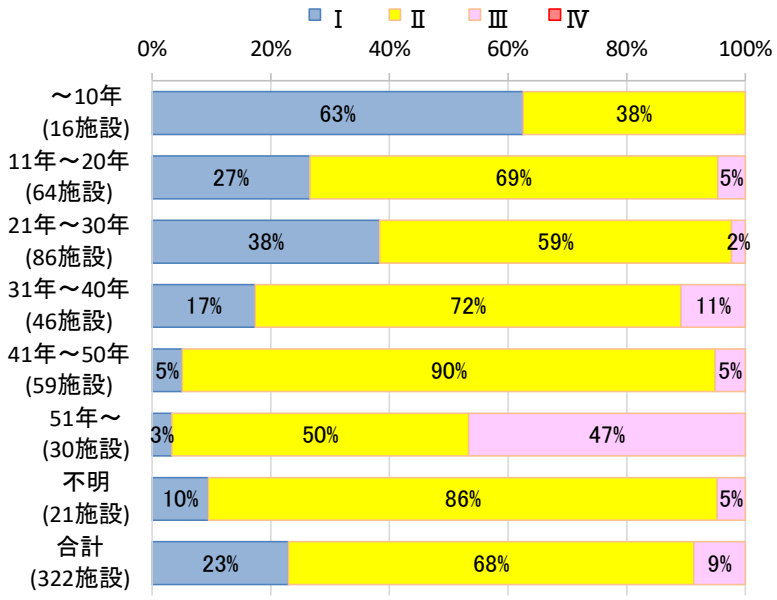

図３－１８　建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

（４） 過年度点検（2014～2024 年度）の判定区分ごとの施設数と割合

①橋梁

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 42%、Ⅱ 49%、Ⅲ 9%、Ⅳ 0.05%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は 1,229 橋です。

1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が減少しています。

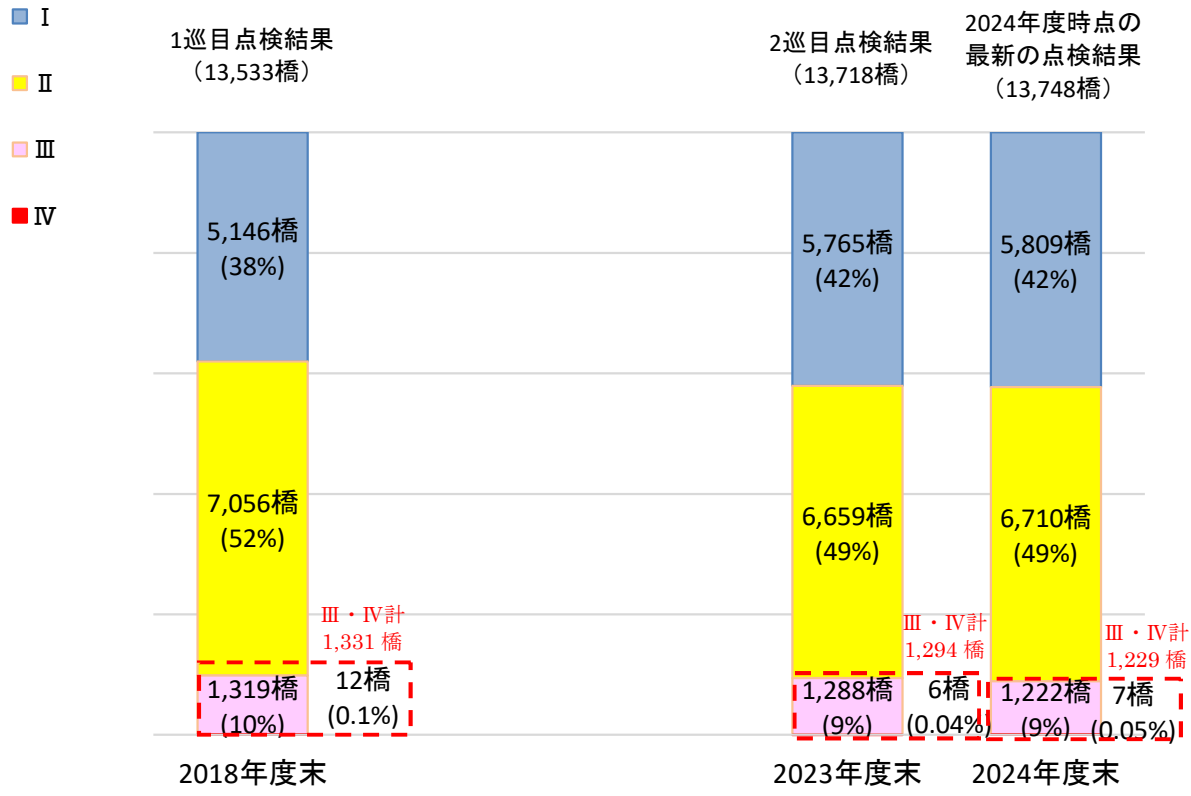

図３－１９　各年度時点の判定区分の割合（橋梁）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

②トンネル

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 4%、Ⅱ 62%、Ⅲ 34%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは 111 箇所です。

1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

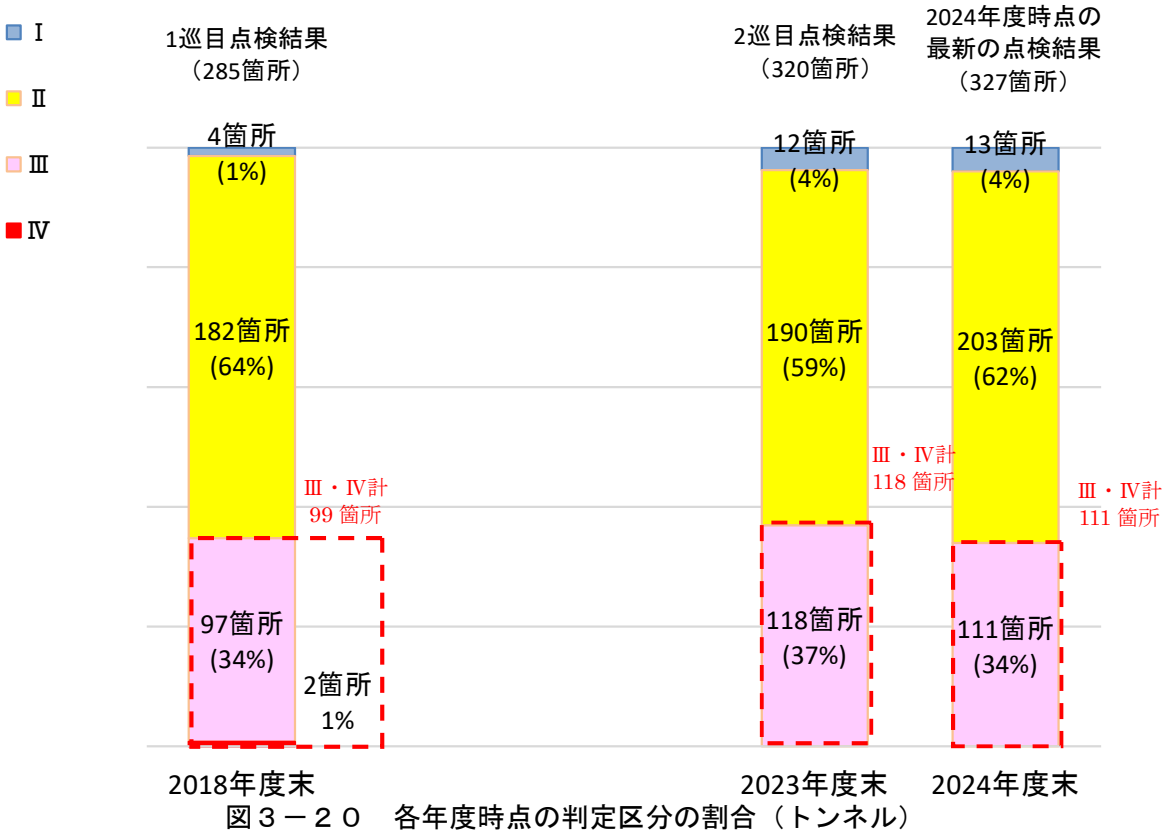

図３－２０　各年度時点の判定区分の割合（トンネル）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

③道路附属物

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 30%、Ⅱ 60%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの道路附属物等は 67 施設です。

1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

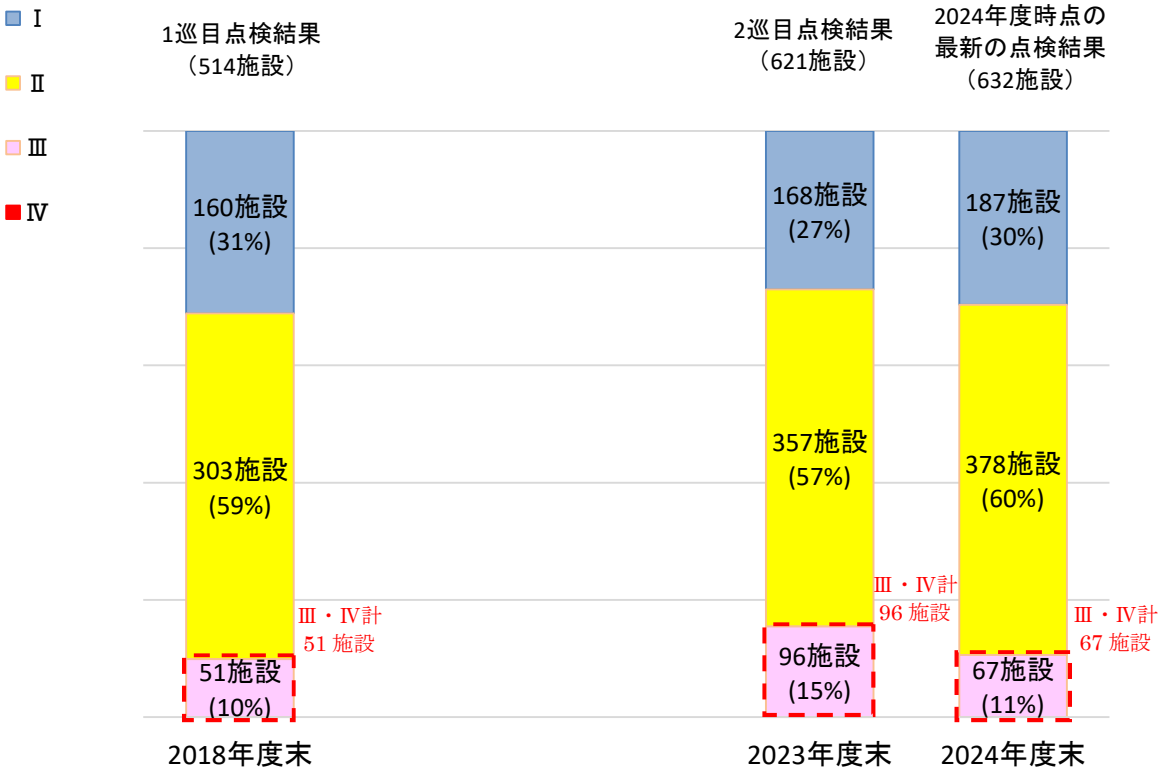

図３－２１　各年度時点の判定区分の割合（道路附属物等）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

（５） 過年度点検（2014～2024 年度）の点検結果（全道路管理者）

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 42%、Ⅱ 49%、Ⅲ 9%、Ⅳ 0.05%、トンネル：Ⅰ 4%、Ⅱ 62%、Ⅲ 34%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 30%、Ⅱ 60%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0%です。

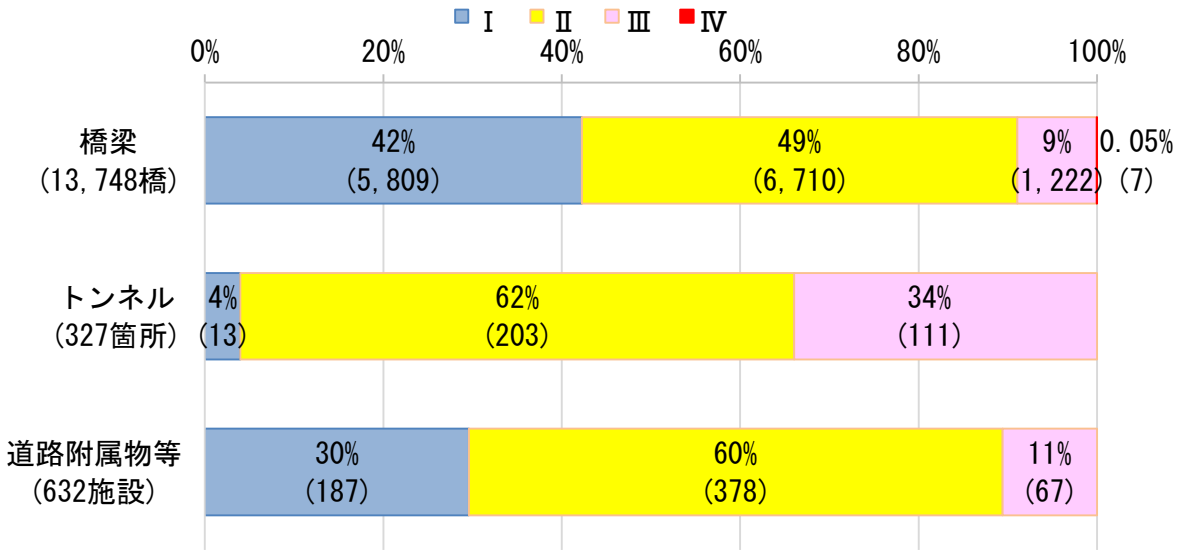

図３－２２　2024 年度末時点の判定区分の割合（全道路管理者）

※（）内は、2025 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

（６） 過年度点検（2014～2024 年度）の点検結果（管理者別）

１） 国土交通省

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 33%、Ⅱ 60%、Ⅲ 7%、Ⅳ 0%、トンネル：Ⅰ 8%、Ⅱ 73%、Ⅲ 20%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 30%、Ⅱ 59%、Ⅲ 10%、Ⅳ 0%です。

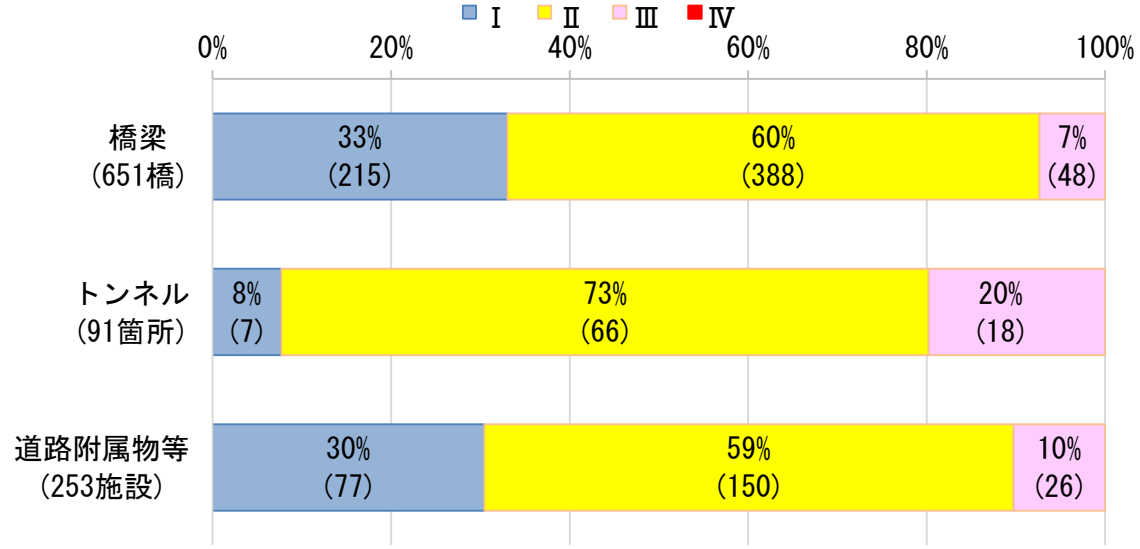

図３－２３　2024 年度末時点の判定区分の割合（国土交通省）

※（）内は、2025 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

２） 高速道路会社

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 10%、Ⅱ 67%、Ⅲ 24%、Ⅳ 0%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 38%、Ⅲ 62%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 32%、Ⅱ 62%、Ⅲ 6%、Ⅳ 0%です。

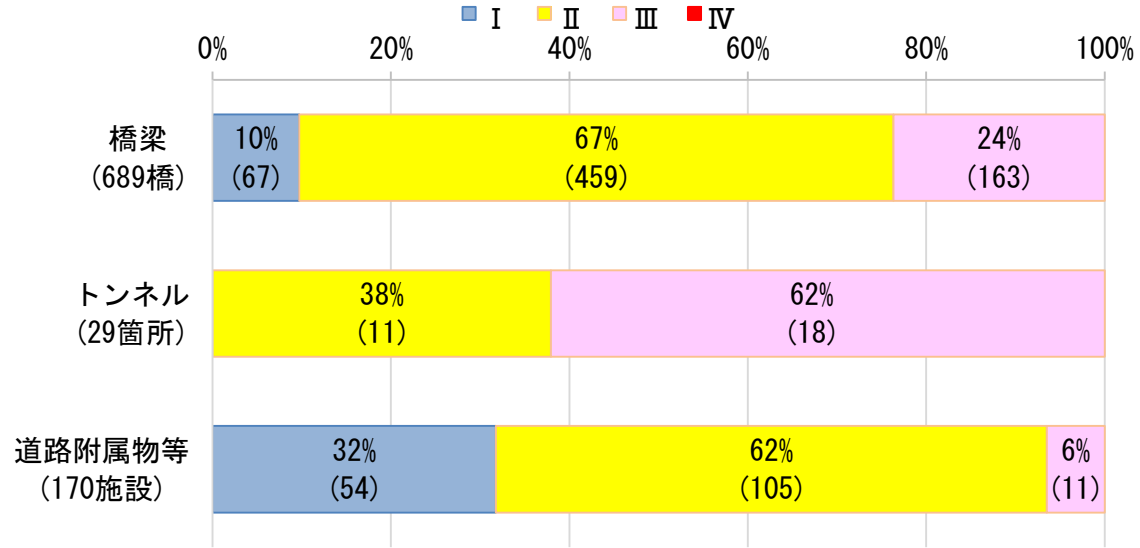

図３－２４　2024 年度末時点の判定区分の割合（高速道路会社）

※（）内は、2025 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

３） 県

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、橋梁： Ⅰ 37%、Ⅱ 52%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0%、トンネル： Ⅰ 2%、Ⅱ 63%、Ⅲ 35%、Ⅳ 0%、道路附属物等： Ⅰ 27%、Ⅱ 59%、Ⅲ 13%、Ⅳ 0%です。

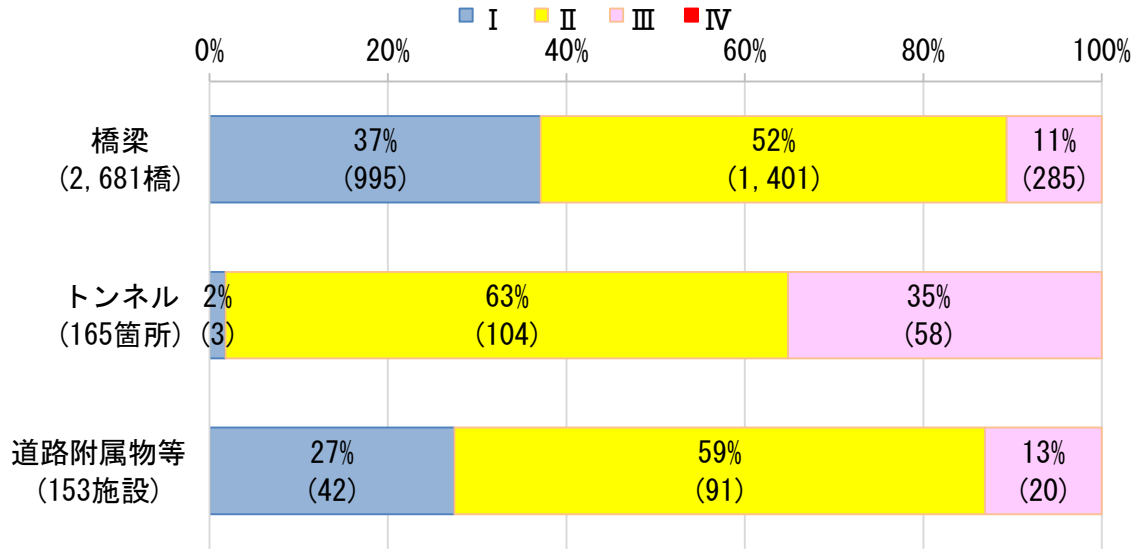

図３－２５　2024 年度末時点の判定区分の割合（県）

※（）内は、2025 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

４） 市町村

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、橋梁： Ⅰ 47%、Ⅱ 46%、Ⅲ 7%、Ⅳ 0.1%、トンネル： Ⅰ 7%、Ⅱ 52%、Ⅲ 40%、Ⅳ 0%、道路附属物等： Ⅰ 25%、Ⅱ 57%、Ⅲ 18%、Ⅳ 0%です。

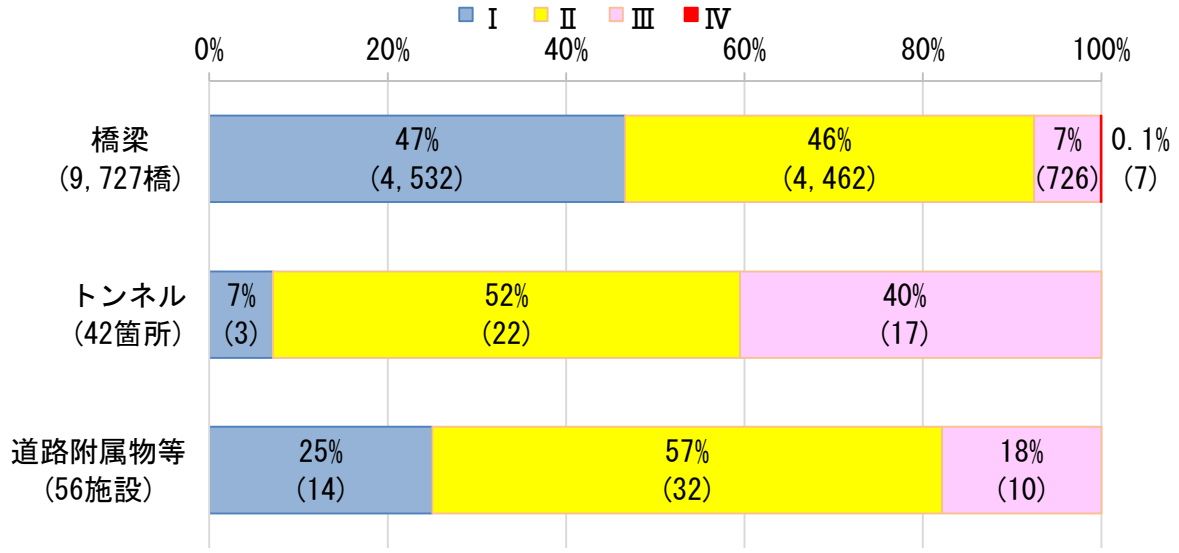

図３－２６　2024 年度末時点の判定区分の割合（市町村）

※（）内は、2025 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

4　判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況

（1）2 巡目点検（2019～2023 年度）施設における修繕等措置の実施状況

各施設の修繕等措置については、定期点検の判定区分に応じて対策等を行います。

〇判定区分Ⅲ

「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、次回点検まで（5 年以内）に措置を講ずることとしています。

〇判定区分Ⅳ

「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、損傷発見後、緊急に措置を講ずることとしています。

1）判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況（2024 年度末時点）

2 巡目点検（2019～2023 年度）で判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設の措置着手率（2024 年度末時点）は、橋梁 60%、トンネル 79%、道路附属物等 85%となっています。

表４－１　判定区分Ⅲ,Ⅳの修繕等措置の実施状況（全道路管理者）

	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B （B/A）	措置完了済の施設数 C （C/A）
橋梁	1,263	761 （60%）	366 （29%）
トンネル	117	92 （79%）	69 （59%）
道路附属物等	94	80 （85%）	52 （55%）

2025. 3 末時点

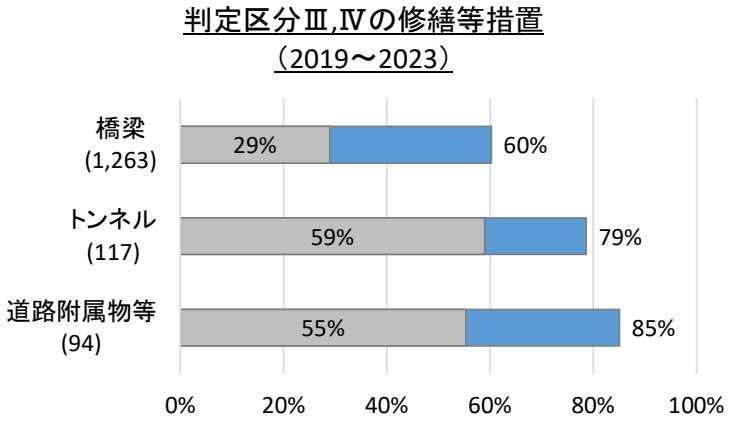

図４－１　判定区分Ⅲ,Ⅳの修繕等措置（2019 年度～2023 年度）

2025. 3 末時点

措置着手率：措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率：措置が完了した割合（C/A）

①橋梁

2 巡目点検（2019～2023 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 80%、高速道路会社 61%、地方公共団体 59%です。

完了した割合は、国土交通省 50%、高速道路会社 27%、地方公共団体 28%です。

表４－２　橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	50	40 (80%)	25 (50%)	2019	100% 100%
				2020	80% 100%
				2021	20% 100%
				2022	38% 62%
				2023	13% 38%
高速道路会社	152	93 (61%)	41 (27%)	2019	36% 87%
				2020	36% 79%
				2021	33% 75%
				2022	30% 55%
				2023	0% 3%
地方公共団体計	1,061	628 (59%)	300 (28%)	2019	51% 74%
				2020	45% 71%
				2021	32% 63%
				2022	7% 45%
				2023	6% 40%
県	315	312 (99%)	145 (46%)	2019	80% 100%
				2020	75% 98%
				2021	48% 100%
				2022	13% 100%
				2023	7% 95%
市町村	746	316 (42%)	155 (21%)	2019	35% 59%
				2020	35% 62%
				2021	24% 46%
				2022	5% 25%
				2023	6% 15%
合計	1,263	761 (60%)	366 (29%)		29% 60%

2025.3 末時点

措置着手率　:措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

措置完了率　:措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：2 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2：3 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、2 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

②トンネル

2 巡目点検（2019～2023 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 74%、高速道路会社 35%、地方公共団体 89%です。

完了した割合は、国土交通省 68%、高速道路会社 24%、地方公共団体 64%です。

表４－３　トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	19	14 (74%)	13 (68%)	2019	100% 100%
				2020	0%
				2021	0%
				2022	25% 50%
				2023	100% 100%
高速道路会社	17	6 (35%)	4 (24%)	2019	0% 100%
				2020	0% 100%
				2021	75% 75%
				2022	20% 20%
				2023	0%
地方公共団体計	81	72 (89%)	52 (64%)	2019	93% 93%
				2020	77% 92%
				2021	70% 91%
				2022	29% 100%
				2023	0% 60%
県	66	62 (94%)	48 (73%)	2019	100% 100%
				2020	89% 95%
				2021	88% 100%
				2022	29% 100%
				2023	0% 67%
市町村	15	10 (67%)	4 (27%)	2019	0%
				2020	43% 86%
				2021	17% 67%
				2022	―
				2023	0%
合計	117	92 (79%)	69 (59%)		59% 79%

措置着手率 :措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率 :措置が完了した割合（C/A）

2025. 3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：2 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2：3 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、2 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

③道路附属物等

2 巡目点検（2019～2023 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 81%、高速道路会社 70%、地方公共団体 90%です。

完了した割合は、国土交通省 23%、高速道路会社 70%、地方公共団体 67%です。

表４－４　道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	26	21 (81%)	6 (23%)	2019	100% 100%
				2020	50% 100%
				2021	0% 76%
				2022	50% 75%
				2023	―
高速道路会社	10	7 (70%)	7 (70%)	2019	―
				2020	67% 67%
				2021	75% 75%
				2022	100% 100%
				2023	50% 50%
地方公共団体計	58	52 (90%)	39 (67%)	2019	73% 100%
				2020	100% 100%
				2021	33% 33%
				2022	44% 56%
				2023	―
県	49	49 (100%)	37 (76%)	2019	75% 100%
				2020	―
				2021	―
				2022	80% 100%
				2023	―
市町村	9	3 (33%)	2 (22%)	2019	―
				2020	100% 100%
				2021	33% 33%
				2022	0%
				2023	―
合計	94	80 (85%)	52 (55%)		55% 85%

2025. 3 末時点

措置着手率　:措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率　:措置が完了した割合（C/A）

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：2 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2：3 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、2 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

（２） ３巡目点検（2024 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

3 巡目（2024 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 13%、高速道路会社 43%、地方公共団体 20%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、高速道路会社 2%、地方公共団体 1%です。

表４－５　橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	8	1 (13%)	0 (0%)	2024	0% 13%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
高速道路会社	60	26 (43%)	1 (2%)	2024	2% 43%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
地方公共団体計	138	28 (20%)	2 (1%)	2024	1% 20%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
県	23	8 (35%)	0 (0%)	2024	0% 35%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
市町村	115	20 (17%)	2 (2%)	2024	2% 17%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
合計	206	55 (27%)	3 (1%)		1% 27%

2025. 3 末時点

措置着手率　:措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率　:措置が完了した割合（C/A）

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：3 巡目（2024 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

3 巡目（2024 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 0%、高速道路会社 0%、地方公共団体 0%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、高速道路会社 0%、地方公共団体 0%です。

表４－６　トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B（B/A）	うち完了済の施設数 C（C/A）	点検実施年度	:措置着手率（B/A） :措置完了率（C/A） 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	6	0（0%）	0（0%）	2024	0%
				2025	―
				2026	―
				2027	―
				2028	―
高速道路会社	2	0（0%）	0（0%）	2024	0%
				2025	―
				2026	―
				2027	―
				2028	―
地方公共団体計	6	0（0%）	0（0%）	2024	0%
				2025	―
				2026	―
				2027	―
				2028	―
県	5	0（0%）	0（0%）	2024	0%
				2025	―
				2026	―
				2027	―
				2028	―
市町村	1	0（0%）	0（0%）	2024	0%
				2025	―
				2026	―
				2027	―
				2028	―
合計	14	0（0%）	0（0%）		0%

措置着手率　:措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率　:措置が完了した割合（C/A）

2025. 3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：3 巡目（2024 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

3 巡目（2024 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と診断された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 0%、高速道路会社 0%、地方公共団体 81%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、高速道路会社 0%、地方公共団体 0%です。

表４－７　道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	3	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%
				2025	―
				2026	―
				2027	―
				2028	―
高速道路会社	1	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%
				2025	―
				2026	―
				2027	―
				2028	―
地方公共団体計	16	13 (81%)	0 (0%)	2024	0% 81%
				2025	―
				2026	―
				2027	―
				2028	―
県	15	12 (80%)	0 (0%)	2024	0% 80%
				2025	―
				2026	―
				2027	―
				2028	―
市町村	1	1 (100%)	0 (0%)	2024	0% 100%
				2025	―
				2026	―
				2027	―
				2028	―
合計	20	13 (65%)	0 (0%)		0% 65%

2025. 3 末時点

措置着手率 :措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率 :措置が完了した割合（C/A）

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：3 巡目（2024 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

（３） 過年度点検（2014～2024 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

過年度の点検（2014～2024 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 65%、高速道路会社 47%、地方公共団体 50%です。

完了した割合は、国土交通省 31%、高速道路会社 15%、地方公共団体 20%です。

表４－８　橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)	未着手施設数 D (D/A)
国土交通省	48	31 (65%)	15 (31%)	17 (35%)
高速道路会社	163	76 (47%)	24 (15%)	87 (53%)
地方公共団体計	1,018	513 (50%)	205 (20%)	505 (50%)
県	285	267 (94%)	100 (35%)	18 (6%)
市町村	733	246 (34%)	105 (14%)	487 (66%)
合計	1,229	620 (50%)	244 (20%)	609 (50%)

2025.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2024 年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

過年度の点検（2014～2024 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 39%、高速道路会社 28%、地方公共団体 80%です。

完了した割合は、国土交通省 33%、高速道路会社 22%、地方公共団体 52%です。

表４－９　トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)	未着手施設数 D (D/A)
国土交通省	18	7 (39%)	6 (33%)	11 (61%)
高速道路会社	18	5 (28%)	4 (22%)	13 (72%)
地方公共団体計	75	60 (80%)	39 (52%)	15 (20%)
県	58	49 (84%)	35 (60%)	9 (16%)
市町村	17	11 (65%)	4 (24%)	6 (35%)
合計	111	72 (65%)	49 (44%)	39 (35%)

2025.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2024 年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

過年度の点検（2014～2024 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と診断された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 69%、高速道路会社 64%、地方公共団体 67%です。

完了した割合は、国土交通省 12%、高速道路会社 64%、地方公共団体 20%です。

表４－１０　道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)	未着手施設数 D (D/A)
国土交通省	26	18 (69%)	3 (12%)	8 (31%)
高速道路会社	11	7 (64%)	7 (64%)	4 (36%)
地方公共団体計	30	20 (67%)	6 (20%)	10 (33%)
県	20	17 (85%)	4 (20%)	3 (15%)
市町村	10	3 (30%)	2 (20%)	7 (70%)
合計	67	45 (67%)	16 (24%)	22 (33%)

2025.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2024 年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

（４） 判定区分Ⅳの施設の措置状況

2024 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された橋梁は、2023 年度末時点の 6 橋から 7 橋に増加し、内 1 橋は修繕・架替、2 橋は対応未定、4 橋は撤去・廃止中となっています。またトンネル及び道路附属物等が、2024 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された施設はありませんでした。

○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況（予定含む）

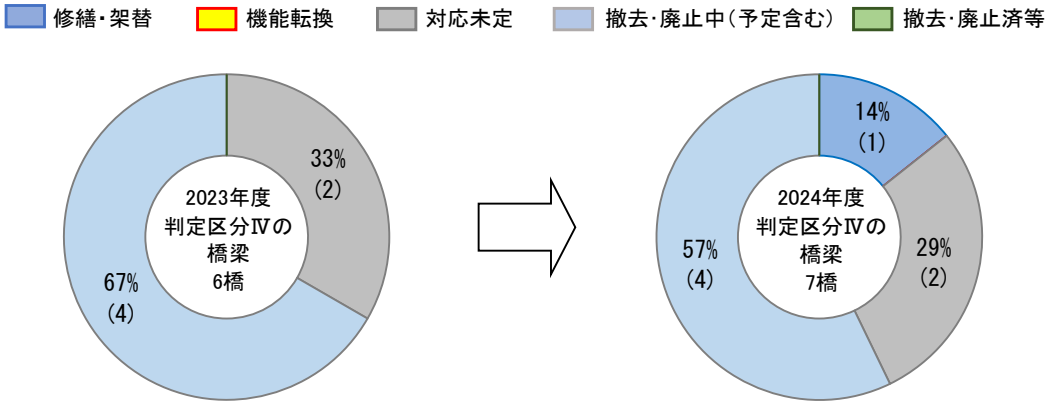

（５） 修繕等措置の取り組み事例

①判定区分Ⅱの修繕事例（橋梁）

施 設 名：耳取川橋（下り線）
管 理 者：東日本高速道路㈱　東北支社
路 線 名：東北自動車道
位　　置：岩手県花巻市
建 設 年：1977 年（昭和 52 年）
主な損傷：床版の損傷

【全景】耳取川橋（下り線）

【損傷】床版の損傷（路面状況）

【対策】床版取替工

②判定区分Ⅲの修繕事例（橋梁）

施 設 名：白鳥橋
管 理 者：国土交通省
　　岩手河川国道事務所
路 線 名：国道 4 号
位　　置：岩手県奥州市
建 設 年：1950 年（昭和 25 年）
主な損傷：主桁補強鋼板の損傷

【全景】白鳥橋

【損傷】主桁補強鋼板の剥離

【対策】主桁補強鋼板撤去・設置工

施 設 名：権現橋（ごんげんばし）
管 理 者：岩手県
路 線 名：国道 395 号
位　　置：岩手県九戸郡軽米町
建 設 年：2001 年（平成 13 年）
主な損傷：主桁の腐食、変形・欠損

【全景】権現橋

【損傷】主桁の腐食、板厚減少

【対策】あて板補強工

施 設 名：石奈坂小橋（いしなさかこばし）
管 理 者：一関市
路 線 名：市道久子沢石奈坂線
位　　置：岩手県一関市
建 設 年：不明
主な損傷：主桁の腐食、防護柵の変形・欠損

【全景】石奈坂小橋

【損傷】主桁の腐食

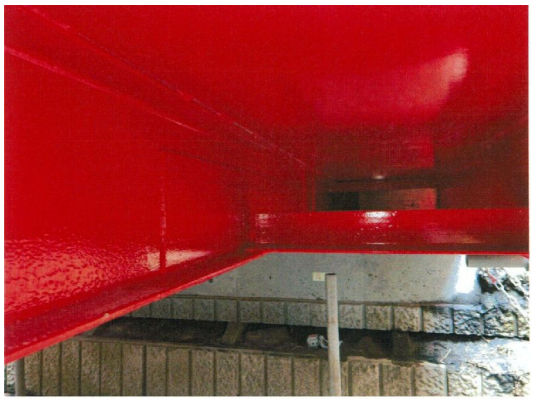

【対策】鋼桁補強＋塗装塗替

施 設 名：幸運橋（こううんばし）
管 理 者：岩手県金ケ崎町
路 線 名：その他町道駒丘・和光線
位　　置：岩手県胆沢郡金ケ崎町
建 設 年：1963 年（昭和 38 年）
主な損傷：主桁の腐食、断面欠損、防食機能の劣化

【全景】幸運橋

【損傷】主桁の腐食、断面欠損

【対策】鋼桁補修工
（部材交換工、当て板補修工）

【対策】重防食塗装工

③判定区分Ⅲの修繕事例（トンネル）

施 設 名：天神（てんじん）トンネル
管 理 者：国土交通省
　　南三陸沿岸国道事務所
路 線 名：国道 45 号
位　　置：岩手県釜石市
建 設 年：1988 年（昭和 63 年）
主な損傷：トンネル内漏水

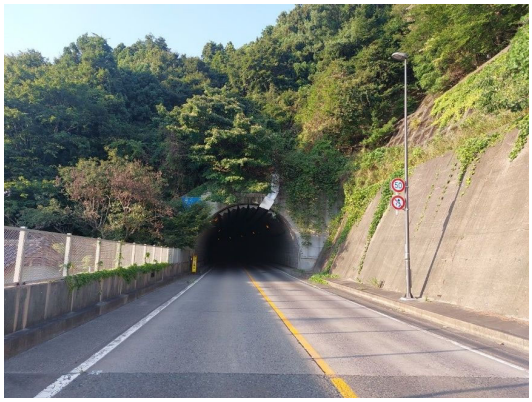

【全景】天神トンネル

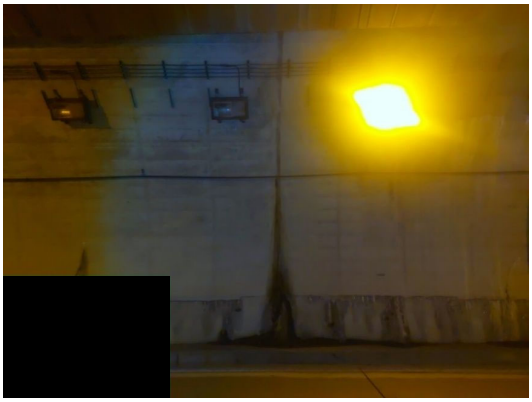

【損傷】トンネル内漏水

【対策】漏水対策工

施 設 名：門馬（かどま）トンネル
管 理 者：岩手県
路 線 名：国道 106 号
位　　置：岩手県宮古市
建 設 年：1972 年（昭和 47 年）
主な損傷：漏水、腐食

【全景】門馬トンネル

【損傷】導水樋の劣化

【対策】導水樋の交換

④判定区分Ⅲの修繕事例（シェッド）

施 設 名：川舟（かわふね）スノーシェルター
管 理 者：岩手県
路 線 名：県道盛岡横手線
位　　置：岩手県和賀郡西和賀町
建 設 年：1979 年（昭和 54 年）
主な損傷：鋼材（主梁、横梁）の腐食

【全景】川舟スノーシェルター

【損傷】鋼材の腐食

【対策】塗装塗替

⑤判定区分Ⅲの修繕事例（横断歩道橋）

施　設　名：愛宕歩道橋（あたごほどうきょう）
管　理　者：国土交通省　三陸国道事務所
路　線　名：国道 45 号
位　　置：岩手県宮古市
建　設　年：1972 年（昭和 47 年）
主な損傷：腐食（錆）

【全景】愛宕歩道橋

【損傷】腐食・錆

【対策】塗装塗り替え

５　道路メンテナンス会議の取り組み

岩手県道路メンテナンス会議は、インフラの老朽化対策が社会的な課題となり、橋梁･トンネル等の定期的な点検がスタートした 2014 年度に、技術力の向上、インフラの長寿命化の推進、さらには道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携と効率的な道路管理を行っていくことを目的に、県内の道路管理者が一体的な連携を図るための組織として設置されました。

特に市町村では、道路構造物の維持管理について技術的なノウハウや土木技術系職員の不足といった課題がある中で、道路インフラを適正に維持管理していくことが重要であるため、岩手県道路メンテナンス会議では、市町村の技術的支援に重点をおいた活動等を展開しています。

点検支援技術講習会

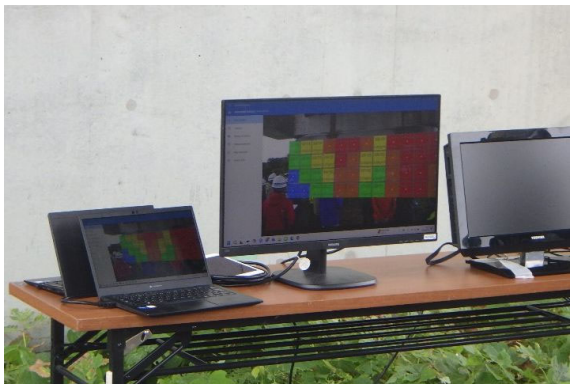

点検支援技術講習会

高校生との協働による橋梁点検

高校生との協働による橋梁点検

岩手県道路メンテナンス会議構成機関（担当部署）

岩手県県土整備部（道路環境課）
盛岡市（建設部道路管理課）
宮古市（都市整備部建設課）
大船渡市（都市整備部建設課）
花巻市（建設部道路課）
北上市（都市整備部道路環境課）
久慈市（建設部建設整備課）
遠野市（環境整備部建設課）
一関市（建設部道路管理課）
陸前高田市（建設部建設課）
釜石市（建設部建設課）
二戸市（建設整備部建設課）
八幡平市（産業建設部建設課）
奥州市（都市整備部土木課）
滝沢市（都市整備部道路課）
雫石町（地域整備課）
葛巻町（地域整備課）
岩手町（建設課）
紫波町（建設部土木課）
矢巾町（道路住宅課）
西和賀町（建設水道課）
金ケ崎町（都市建設課）
平泉町（建設水道課）
住田町（建設課）
大槌町（地域整備課）
山田町（建設課）
岩泉町（地域整備課）
田野畑村（地域整備課）
普代村（建設水産課）
軽米町（地域整備課）
野田村（地域整備課）
九戸村（地域整備課）
洋野町（建設課）
一戸町（建設部地域整備課）
東日本高速道路(株)東北支社
東北地方整備局道路部
東北地方整備局岩手河川国道事務所
東北地方整備局三陸国道事務所
東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所
（公財）岩手県土木技術振興協会（オブザーバー）

会　長　東北地方整備局岩手河川国道事務所長
副会長　岩手県県土整備部道路環境課総括課長
事務局　岩手県県土整備部道路環境課
　　東北地方整備局道路部
　　東北地方整備局岩手河川国道事務所
　　東北地方整備局東北技術事務所
　　東北地方整備局東北道路メンテナンスセンター

問い合わせ窓口（事務局）

〇岩手県県土整備部道路環境課　維持グループ　企画担当
　電話０１９－６２９－５８７８（直通）
〇東北地方整備局岩手河川国道事務所　メンテナンス担当
　電話０１９－６２４－３１３１（内３０４，２０８）